

# 安全保障法案法制化強行を阻止し、日本国憲法体制の崩壊をくい止めよう

## -「ワイマール・デモクラシーの悲劇」の日本における今日的意義-

森松 幹治 2015. 6. 30

### はじめに

ヒットラーの台頭によって第二次世界大戦の惨禍を引き起こした「ワイマール・デモクラシーの悲劇」の先例から、政治学者福田歓一（1923-2007）は『近代民主主義とその展望』岩波新書の中で、わが国の未熟な民主主義の行く末について懸念を示していた。

最近の安全保障関連法案の国会論議をみると、驚くほど第一次世界大戦後のナチス政権成立 1919 年から同政権崩壊 1933 年までの状況と、日本の政治情勢がよく似ている。

本小文は、はじめに同法案をめぐる幾つかの国会審議、関連する歴史的資料の抜粋及び別冊参考資料集を提示し、それらに対する若干の見解を末尾まとめて述べる。

民主主義の衰退がもたらしたドイツの「ワイマール・デモクラシーの悲劇」を、この日本で再び繰り返えさせてはならない。

### 目次

#### はじめに

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 「ワイマール・デモクラシーの悲劇」とは           | 2  |
| 2 日本、ドイツ、ソ連の戦争関連年表              | 5  |
| 3 ナチス・ドイツの経済政策                  | 5  |
| 4 ナチス・ドイツ期のワイマール憲法              | 6  |
| 5 国会質疑から                        | 6  |
| 6 2015.4.29 安倍首相米議会上下両院合同会議での演説 | 8  |
| 7 メディアの劣化の問題                    | 9  |
| まとめ                             | 10 |

#### 2015.6.2 現在、内与野党議席数内訳

#### 国家権力とはなにか

現在、改憲案をもっているのは国家権力を掌握している政府自民党のみ※1

白洲次郎が懸念していた『プリンシプルのない日本』

「ワイマール・デモクラシーの悲劇」の日本における今日的意義

#### 参考資料

|         |    |
|---------|----|
| 別冊参考資料集 | 13 |
|---------|----|

## 1 「ワイマール・デモクラシーの悲劇」とは

### 序章 現代史のなかの民主主義(抜粋)

#### 1 期待と幻滅

もちろん、この民主主義という言葉が輝かしい光に包まれていた時代がないわけではない。私どもの年代のものにとっては、第二次世界大戦の直後は紛れもなくそういう時代だった。民主主義という言葉がまさに軍国主義からの解放を意味し、新しい時代の希望を指していた。面白いことに第一次世界大戦の直後にもあった。そのときには、民主主義という言葉のアピールが、ヨーロッパから極東まで波及していて、天皇制下に日本でも、民主主義といったのでは天皇主権と対立するのをおそれて避けたとしても、孟子の「民をもって本とする」と言っているのをうまく使って、民本主義という言葉が強いアピールをもって青年の心をひきつけ、いわゆる大正デモクラシーを先導するということがあった。革命のあとの混乱になかにあったお隣の中国でも、やはり第一次大戦の余波を受けて、いわゆる五・四運動という、青年の文化革命の運動がはじまったが、その五・四運動の合言葉は、ほかならぬデモクラシー・アンド・サイエンス、民主主義と科学であった。

ところで、本家のヨーロッパの場合はどうだったかという、実はここでも民主主義という言葉ははなはだいかがわしい言葉であって、それが間違いなく正当な言葉、いい意味ともった言葉として確立したのはこの第一次大戦のときであった。第一次大戦は、もちろん帝国主義戦争の契機をもっている。

-中略-

しかし戦争がはじまって、それも軍人だけの戦争ではなしに、歴史上はじめて争う余地のない総力戦になった。古い社会構造のまま戦争に入ったヨーロッパでは、実は総力戦を戦うことによって、社会構造が揺らいでいく。そのなかで大きな犠牲を払いながら、しかも戦争協力を強いられている民衆が声を上げはじめて、いったいこの戦争の目的はなにか、目的をはっきりしろと政府に迫ることになる。これに対して英・仏など協商国の戦争指導者が答えたのが、「この戦争はドイツの軍国主義に対する民主主義のための戦争である」という言う分だった。

民主主義という言葉が紛れもなく正当な言葉、いい意味を持った言葉であったのは、この時代までは米国だったが、逆にヨーロッパの場合を考えると、先ほど日本では民本主義という言葉を使ったといったけれども、たとえばドイツ社会民主党が民主党を名乗ったというのは、帝政ドイツにあって、一貫して君主制に反対するという意味をもっていた。すでに、民主主義を唱えることがそれ自体危険思想を意味したのであって、その点では、日本とそれほど変わりはない。あとで詳しく述べるがヨーロッパでは民主主義という言葉をおそれずに名乗っていたのは、虐げられた民衆の急進的な運動、いまのドイツ社会民主党が例でみられるように、十九世紀では紛れもなく、社会主義と結びついた運動の側にあった。そもそも民主主義という言葉は、ヨーロッパでは長いことロベスピエールの独裁政治・恐怖政治のイメージと結びついて、暴民の支配、テロの支配として恐怖心を起こす言葉であった。

ところが、戦争目的をはっきりしろと迫られて、軍国主義に対する民主主義の擁護と答えなければならなくなった上に、ヨーロッパの立憲主義・自由主義の国々は、独力でドイツの軍国主義に勝つとこができないので、はっきりと民主主義国であった米国を味方に引き込むことによって、かろうじてドイツに勝った。民主主義という言葉がまさにこの第一次大戦とともに、ヨーロッパでよい意味を確立し、輝かしいアピールを持ち、希望を託す言葉にまでなったのには、こういう事情があった。

なによりもそれは戦勝国の戦争原理だった。しかも、それはヴェルサイユ体制と結びついて、これでもう戦争をやらないという、平和の希望につながっていた。しかしそのヴェルサイユ体制がウイルソン（パリ講和会議時の第28代米大統領）の14カ条、無賠償・無併合という提案を受けたのにもかかわらず、その実体において、旧態依然たる権力政治による勢力圏の分割であったように、民主主義という言葉は、はじめて積極的な意味を持った言葉として確立したけれども、戦勝国では戦争が終われば、やはり揺れ戻しがあった。戦争で揺らいだ古い社会構造がある程度元に戻るような反動があった。

## 2 ワイマールの悲劇

これに対して、本当にこの民主主義によって国を建てようという、積極的な一歩を踏み出したのは、実は戦争に負けたドイツ、軍国主義の清算を迫られたドイツであった。ドイツは、スパルタクス団の蜂起をつぶして、社会主義には行かなかったけれども、ワイマール憲法による共和制を実現した。このワイマール憲法は、それまでに考えられなかったほど強い民主主義の色彩を持っていた。それは単に、ドイツにはじめて近代革命の諸原理を公然と導入したばかりではなしに、さらに行き詰まった資本主義のなかから、新しい道への方向を切り開くものとして、社会権の保障の条項、たとえば有名な「所有は義務づける」という条項さえ備えていた。

その憲法のもとに、ドイツは自由民主主義の実験をはじめた。そうであるから、たとえば日本の知識人に第一次大戦が及ぼした影響は非常に大きいものがあり、その一つは、このワイマール共和制のモデルが与えた大きな感激が新しい時代を切り開いていくという抱負になったし、さらに戦勝国になかでも、社会構造を変えていかなければならないという動きは、たとえばバードランド・ラッセル（平和運動家・哲学者）の提唱した社会改造という標語としてなだれ込んできたわけであった。ところが、こんなにも人々の胸をふくらませた第一次大戦後の夢はことごとく悲劇に終わった。

まずなによりも、このワイマール共和国というものは、わずか15年に満たない間にその歴史を閉じてしまった。そしてまたこの民主主義体制の崩壊が、実はヴェルサイユ体制にかけられた、これから戦争のない時代が来るといふ大きな期待、大きな希望をもことごとく幻滅に終わらせ、わずか20年後に世界は再び大戦のなかにたたき込まれるという帰結を迎えたのだった。

ワイマール・デモクラシーがどうして滅びてしまったかを考えると、敗戦にあとに戦勝国の原理を受け入れてつくられた民主主義の体制に対しては、たしかに国内にすさまじい敵意が残っていた。そ

れと対立する利害があり、これと対立する思想、そして運動があり、それが、まさにこの民主主義の体制のなかで政党に組織されて、政治勢力としての地位を占めながら、この体制を揺さぶる要因になった。同時にさらにこの状況を悪くした事情には、実はワイマール体制が、ドイツにとって苛酷で屈辱的なヴェルサイユ体制と結びつけられて、そういう意味でドイツの国民的な怨念をつねに駆り立てるものとされた。

逆に言えば、ドイツにヴェルサイユ体制を押し付けた旧協商国、自由主義諸国に側では、ドイツがなんとか民主主義を築こうという時代には、たとえば仮借なく賠償を取り立てようとしてこれを苦しみ、ドイツ人の憤りを駆り立てておきながら、あとでナチスのような無法の権力が現れるとかえって妥協的になるという失敗をやった。しかもこの民主主義体制に最後の一击を与えたのは、じつは1929年、誰もが民主主義の本場だと考えていたアメリカにはじまる世界恐慌であった。

これによって、全世界の資本主義体制が非常な困難に陥ったが、そのなかで、ハンディキャップのいちばん大きかったドイツが、ワイマール体制に対する最も強力な敵であるナチスが、しかもまさにワイマール民主主義の時代に合った大衆運動としての組織を持ち、その民主主義の機構に乗って選挙に勝ち権力をにぎった。まさにその権力によって一切の自由をつぶしたのだから、結局わずか15年のうちに一つの民主主義体制が崩壊した。

この29年の恐慌以後、30年代に入ると、民主主義という言葉はまさに危機に陥り、破滅に瀕した、無力で、非能率的な政治体制の代名詞にされてしまう。この時代に出された書物を見ると、「岐路に立つ民主主義」とか、「危機に立つ民主主義」とかいうたぐいの題名がやたら目に付く。

そうであるから、第二次大戦のあとで民主主義という言葉が大きなアピールをもち、私どもが民主主義を基準として新しい社会を考えようとしたときにも、終始つきまとったのは、同じように敗戦によって出現したわが国の民主主義がはたしてワイマール・デモクラシーの運命を免れることができるのかという心配であった。少なくとも戦後15年の間、戦後十五年という、まさにあの1960年安保条約改定の年であるが、それまでの間私どもの頭をとらえて離さなかった一つの夢魘は、ワイマール崩壊の先例だった。

(出所) 福田歓一 近代民主主義とその展望 14刷 p5-p8 1987.7.10 岩波新書より転載

この他ナチス台頭を許した要因に挙げるものとして、山口 定 (1934-2013) は『ヒットラーの台頭』にて国内的には多数を占めていた社会民主党、共産党の左派勢力が対立してまとまらず、反ナチス統一戦線を構築して共闘できなかったことが大きいとしている。

山口 定 ヒットラーの台頭 第1刷 1991.7.1 朝日文庫

## 2 日本、ドイツ、ソ連の戦争関連年表

1914年サラエヴォ事件に続き第一次世界大戦が勃発（～18）

1933年ドイツ、ナチス政権成立

1939年第二次世界大戦（～45）

1941年日本が日本は枢軸国（ドイツ・イタリア・日本）と、連合国（主にアメリカ合衆国、大英帝国、オランダなど）に対し宣戦（12月8日）（日本側では太平洋戦争）

1941年日ソ中立条約締結（4月13日）、

1943年カイロ宣言（12月1日）

1945年ソ連は日本に中立条約破棄を通告（4月5日）

1945年ベルリン陥落してドイツ降伏（5月7日）

1945年ポツダム宣言（7月26日、日本黙殺）、原爆投下（8月6日広島、9日長崎）、ソ連対日宣戦布告（8月8日）、

1945年日本はポツダム宣言受諾して降伏（8月14日または9月2日）

ヴェルサイユ条約は1919年、ヴェルサイユ条約を基礎とする第一次大戦後のヨーロッパの国際秩序。敗戦国再起の防止、再分割後の植民地の維持などを内容としたが、1930年代のナチスの台頭によって事実上その効力は消滅した。

（出所） 広辞苑他より転載

### 3 ナチス・ドイツの経済政策

ワイマール共和政時代のドイツ経済は、一時好調であったものの1929年の世界恐慌と1931年の金融恐慌によって壊滅的な状況に陥った。失業率は40%に達し、社会情勢も不安定となった。この情勢下で政権を握ったのがアドルフ・ヒトラー率いる国家社会主義ドイツ労働者党（ナチ党）であった。

ヒトラー政権は前政権からの雇用増加政策と、経済相兼ライヒスバンク（ドイツ中央銀行）総裁ヒャルマル・シャハトの指導による新規の計画等によって失業を改善し、1937年にはほぼ完全雇用を達成した。恐慌からの回復に関しては、同時期にアメリカで行われたニューディール政策よりも効率的であったという仮説も近年有力になってきているが、その回復は賃金の増大や民間消費拡大も伴わない景気回復であった。

しかしドイツ経済は足かせであった外貨不足や、輸入困難による資源不足は解決されなかった上に、軍備拡大のために膨大な国家債務を抱えることになった。1936年からは自給自足経済の成立を唱えた「第二次四カ年計画」を開始するが、資源難と労働力不足は改善されず、軍拡も不完全なまま第二次世界大戦の開始を迎えた。

ウィキペディア フリー百科事典より転載

### 4 ナチス・ドイツ期のワイマール憲法

ヒトラー内閣成立後間もない2月22日、国会議事堂放火事件が発生した。ヒトラーはヒンデンブルクに迫って民族と国家防衛のための大統領令（ドイツ語版）とドイツ国民への裏切りと反逆的策動に対する大統領令（ドイツ語版）の二つの大統領令（ドイツ国会火災規則（ドイツ語版））を発出させた。これにより、ワイマール憲法が規定していた基本的人権に関する条項、114、115、117、118、123、124、153の各条は停止された。

ヒトラーとナチ党はこの大統領令を利用し、反対派政党議員の逮捕、そして他党への強迫材料とした。また地方政府をクーデターで倒し、各州政府はナチ党の手に落ちていった。この時点で他の政党には、ナチ党の暴力支配に抵抗できる術はなくなった。

この状況下で制定されたのが『全権委任法』である。ヒトラーは憲法改正立法である全権委任法の制定理由を「新たな憲法体制」を作るためと説明した。この法律自体ではワイマール憲法自体の存廃、あるいは条文の追加・削除自体は定義されなかったものの、政府に憲法に違背する権限を与える内容であった。当時の法学者カール・シュミットはこの立法によって憲法違反や新憲法制定を含む無制限の権限が与えられたと解釈している。こうして事実上ワイマール憲法による憲法体制は崩壊した。

その他関係資料「国会議事堂放火事件」、「全権委任法」、および「ナチ党の権力掌握」

ウィキペディア フリー百科事典より抜粋

ワイマール憲法：1919年、ワイマールで開かれた国民議会で成立したドイツ共和国憲法。近代民主主義憲法の一典型とされ、経済秩序の社会化を示した点に特徴がある。33年ナチスの政権掌握でワイマール憲法体制は崩壊した。ワイマール憲法は1918年制定のソビエト憲法の影響を受けているといわれ、当時最先端の民主主義を取り入れた憲法だった。

(出所) 広辞苑他より転載

## 5 国会質疑から

**2015.6.4 衆院憲法審査会参考人質疑、3人の出席者 自民推薦の長谷部恭男・早大教授、民主党推薦の小林節・慶大名誉教授、維新の党推薦の笹田栄司・早大教授**

憲法改正に慎重な立場の長谷部氏は、集団的自衛権の行使を認める安保関連法案について「憲法違反だ」とし、「個別的自衛権のみ許されるという（9条の）論理で、なぜ集団的自衛権が許されるのか」と批判。9条改正が持論の小林氏も「憲法9条2項で、海外で軍事活動する法的資格を与えられていない。仲間の国を助けるために海外に戦争に行くのは9条違反だ」との見解を示した。

衆院憲法審査会参考人質疑から朝日新聞記事 2015. 6. 5 を抜粋

民主党の辻元清美衆院議員が質問に立ち、「(2015.6.4 憲法審査会で参考人になった憲法学者)3人は非常に権威がある。3人とも口をそろえて違憲だと述べた。政府は一回、本法案を撤回された方が良い」

と、中谷大臣に迫った。これに対し中谷大臣は「政府としては国民の命と平和な暮らしを守っていくために、憲法上、安全保障法制はどうあるべきかは、非常に国の安全にとっては重要なことだ。こういった観点で与党が議論をして、現在の憲法をいかにこの法案に適用させていけば良いのかという議論を踏まえて、閣議決定をおこなった」と答えた。

衆院憲法審査会参考人質疑から朝日新聞記事 2015. 6. 5 を抜粋

## 2015.6.15 長谷部恭男・早稲田大学教授と、小林節・慶應義塾大学名誉教授が日本外国特派員協会と日本記者クラブで会見

小林：巨視的に見た場合、今の安倍内閣は憲法を無視した政治を行おうとする以上、これは独裁の始まりなんです。本当に心配しています。自民党の方たちと不毛な議論を30年近く続けておりますが、いまだに「憲法って何？」ということについて、自民党の方々が納得して下さらない。世界の非常識のような議論が続いております。

政府の憲法解釈を担った2人の元内閣法制局長官は、2015. 6. 22 衆院特別委員会で、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法案を「国民を危険にさらす」「憲法違反」と厳しく批判した。政府与党は同日、国会の会期を大幅延長。法案成立へ不退転の構えを見せるが、憲法学者に続いて憲法解釈の実務者も問題点を指摘したことで、法案をめぐる憲法上の疑念は一層深まっている。

政府援用「72年見解」について、「個別的自衛権のみ容認」とし、「憲法9条に違反し、撤回されるべきものだ」。第1次安倍内閣などで長官を務めた宮崎礼壹氏は、集団的自衛権の行使容認を盛り込んだ安保関連法案を厳しく批判した。

ホルムズ海峡での機雷除去は「憲法解釈の枠を外れる」とし、小泉内閣で長官を務めた阪田雅裕氏は、安倍晋三首相が「日本の石油の8割が通る」と重要性を挙げて、集団的自衛権の行使例と想定する中東・ホルムズ海峡での機雷除去に疑問を示した。

これに対し阪田氏は、政府の憲法解釈の変更が許される二つの条件として、(1)新しい解釈が法論理的に成り立つ(2)下記二例を挙げた。

(1)について「中東有事にまで集団的自衛権の出番があるとすると、限定的でもなんでもなし。単に我が国の利益を守るために必要だと判断すれば、行使できると言っているのに等しい。従来の憲法解釈の枠内から外れる」と批判。遠山清彦氏(公明)の質問に対しても「油が入りにくくなった、備蓄が少なくなったという話まで入るなら、満州事変の時の『自衛』と同じことになってしまう」と述べた。

その上で、政府が集団的自衛権の行使容認を「従来の憲法解釈の枠内にある」と主張していることに対し、「従来の政府解釈の基本的な論理の枠内ではなく、基本的な論理そのものを変更するものだ」と述べ、法論理的に成り立たないと結論づけた。

(2) について、政府が日本の安全保障環境が変化し、他国への攻撃でも日本の存立を脅かす事態は起こりうる、と説明していることも批判。阪田氏は、朝鮮半島有事への懸念や、中国の脅威に対応する日米安保条約や在日米軍の規模は従来と変わらないと反論。

「安保環境が変わったとか、グローバルなパワーバランスが変化したといった抽象的な言葉でなく、軍事技術面も含め、具体的に理由を説明する責任がある」と政府の説明のあいまいさを指摘し、「国民を危険にさらす結果しかもたらさない」と批判した。

阪田氏は憲法解釈の変更について「憲法9条は、政府の勝手には戦争させないという法規範だ。自衛隊の実力行使に対する明確な歯止めをなくして、日本が戦争するかどうかを政府の裁量や判断に委ねていいと考えている国民は誰もいない」と述べた。一方で、「従来の政府の解釈と集団的自衛権の行使を整合させようという政府の姿勢、考え方については一定の評価ができる」とも語った。

一方、与党推薦の参考人は、法案に賛意を示した。本法案の「本質は自国防衛」とする立場。自民党推薦の集団的自衛権の行使容認を合憲とする西修・駒沢大名誉教授（憲法）は、安保関連法案について「『戦争法案』ではなく、『戦争抑止法案』だ」と支持。個別的、集団的に関わらず自衛権はどちらも国家固有の権利であり、分けて考える必要はないとして「集団的自衛権の目的は抑止効果であり、本質は抑止効果に基づく自国防衛だ」と述べ、法案は「限定的な集団的自衛権の容認であり、憲法の許容範囲内だ」と強調した。

また公明党が推薦した森本敏・元防衛相は、法解釈ではなく、防衛政策の立場から発言。核実験を繰り返す北朝鮮や海洋進出を強める中国などに対応する必要性を強調した。米国がアジア太平洋地域を重視する「リバランス政策」にも言及。「どのように同盟国として（米国を）補完し、この地域の抑止と対応能力をつけるかが最も重要だ」と述べた。

衆院安全法制特別委員会参考人質疑から朝日新聞記事 2015. 6. 23 を抜粋

## 6 2015.4.29 安倍首相米議会上下両院合同会議での演説

首相はワシントン市内の第2次世界大戦記念碑を訪問したことにふれ、大戦で日本軍の攻撃によって多数の米兵が犠牲となった真珠湾やフィリピンのバターン半島などの戦場に言及。「歴史とは実に取り返しのつかない、苛烈（かれつ）なものだ。私は深い悔悟を胸に黙祷（もくとう）を捧げた」と述べ、「先の戦争に斃（たお）れた米国の人々の魂に深い一礼を捧げる」と表明した。

さらに「戦後の日本は、先の大戦に対する痛切な反省を胸に歩みを刻んだ」と強調。そのうえで「自らの行いが、アジア諸国民に苦しみを与えた事実から目をそむけてはならない。歴代総理と全く変わるものではない」と、従来の歴史認識を引き継ぐ考えを明らかにした。慰安婦問題には直接言及しなかったが、「紛争下、常に傷ついたのは女性」で、「女性の人権が侵されない世の中を実現しなくてはいけない」と訴えた。



この演説は、先のアジア・アフリカ会議（バンドン会議）での演説とともに、首相が夏に出す戦後70年談話につながるものとみられている。

安全保障分野では、アジア太平洋を重視する米国のリバランス（再均衡）戦略を「徹頭徹尾支持する」と明言。海洋進出を強める中国を念頭に、太平洋からインド洋にかけての海を「自由で、法の支配が貫徹する平和の海にしなければならない」との考えを示した。

また、今国会での成立を目指す一連の安全保障法制について、「自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟はより一層堅固になる。戦後、初めての大改革だ。この夏までに、成就させる」と決意を述べた。

首相は自らが掲げる「国際協調主義にもとづく、積極的平和主義」という言葉を2回繰り返し、「日本の将来を導く旗印となる」と強調。日米同盟を「希望の同盟」と呼ぶよう提唱した。

日米が主導してきた戦後経済発展の歩みについては、アジア太平洋に「いかなる国の恣意（しい）的な思惑にも左右されない、持続可能な市場をつくりあげなければならない」と主張。環太平洋経済連携協定（TPP）には「単なる経済的利益を超えた、長期的な、安全保障上の大きな意義があることを忘れてはいけない」と訴えた。

朝日新聞記事 2015. 4. 30 より抜粋

## 7 メディアの劣化の問題

辺見庸はメディアの劣化の問題に関して 2001 年に次のように述べた

「状況の危機は、言語の墮落からはじまる。丸山真男は『知識人の転向は、新聞記者、ジャーナリストの転向からはじまる』と書き、歴史が岐路にさしかかったとき、まずジャーナリズムの言説がはじめにおかしくなると警告した。この言葉は 1956 年のものですが、言語の墮落、言説の劣化、ジャーナリズムの変節は、いまのほうがよくひどいし、それらが全体として状況の危機を導いている。」

放送法は、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保する」、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにする」ということが大原則。 かつて、安倍政権が任命した舛井勝人会長は、2014. 1. 25 就任会見時に「政府が右と言うことに対して左とは言えない」と述べた。

「みずき」 <http://mizukith.blog91.fc2.com/blog-entry-1185.html?sp> より転載

---

### まとめ

2015. 6. 4 衆院憲法審査会参考人質疑で、政府推薦の参考人を含め 3 人全員が集団的自衛権の行使を認める安保関連法案について「憲法違反だ」と述べた。

続く 2015. 6. 22 衆院特別委員会で、集团的自衛権行使を可能にする安全保障関連法案が、「他国に対する後方支援を行うことになる」と元内閣法制局長官二人を含む野党推薦の参考人が「憲法違反だ」「国民を危険にさらす」などと批判した。一方与党推薦の参考人は「抑止力のため必要だ」と同法案を支持した。

朝日新聞社が 6 月 20、21 両日に行った全国世論調査（電話）によると、安倍内閣の支持率は 39%で、前回（5 月 16、17 日調査）の 45%から下落した。支持率の 40%割れは昨年 11 月 22、23 日の調査以来で、第 2 次安倍内閣発足以降最低に並んだ。安全保障関連法案への賛否は、「賛成」29%に対し、「反対」は 53%と過半数を占めた。同法案が内閣支持率に影響したとみられる。

#### 2015.6.2 現在、衆議院総議席数(小選挙区 495、比例 180) 2012.12.24 総選挙 投票率 59.32%

小選挙区(295議席)

自民：48.1% 公明：1.5% 民主：22.5% 維新：8.2% 共産：13.3%

自民：222議席 公明：9議席 民主：38議席 維新：11議席 共産：1議席

比例代表(180議席)

自民：33.1% 公明：13.7% 民主：18.3 維新：15.7% 共産：11.4%

自民：68議席 公明：26議席 民主：35議席 維新：30議席 共産：20議席

#### 内与野党議席数内訳

与党 326 68.6% (自民党 291、公明党 35)、野党 149 31.4%

野党 (民主党 73、維新の党 40、共産党 21、次世代の党 1、社民党 2、生活の党 2、太陽の党 1、無所属 8、欠員 1)

#### 2015.6.2 現在、参議院総議席数 242 2013.7.21 参議院選挙 投票率 54.13%

#### 内与野党議席数内訳

与党 135 55.8% (自民党 115、公明党 20)、野党 107 44.2%

野党 (民主党 59、維新の党 11、共産党 11、次世代の党 6、日本を元気にする会 6、社民党 3、新党改革 1、生活の党 3、その他 1、無所属 7)

昨年の安倍政権の「集团的自衛権行使」の閣議決定に続き、2015 年 5 月 14 日、集团的自衛権行使を可能とする関連 11 安保法制を閣議決定し、5 月 23 日国会に提出された。この法案を政府は「平和安全法制」と呼び、野党議員は「戦争法案」と呼ぶ。

現在、安全保障法制は違憲だとする大多数の国民と、これの立法化を強行しようとする国会で多数を占める政府与党間で深刻なねじれをひき起こし、国論が割れている。

## 国家権力とはなにか

社会集団内で特に政治機能を担い、その意思決定に他者を制裁を伴って従わせることができる、排他的正当性を認められた権力。普通、政治的権威、暴力装置、決定と伝達の機関ともつ。その最も組織化されたものは国家権力である。

具体的には内閣を含む国家公務員を差し、課税、徴兵（戦前）、監督取締りなどの権限をもつ。

広辞苑他より転載

### 現在、改憲案をもっているのは国家権力を掌握している政府自民党のみ※1

全国的に自由民権運動が高まっていた1867年から1881年の14年間、1881年大日本帝国憲法発布までに政府当局者・自由民権派を含めて※2 憲法草案が94点リスト・アップされたという。現在、改憲案をもっているのは国家権力を掌握している政府自民党のみで、国民の中からは出ていない。国民側からは改憲の機運が全くないのに反し、国家権力をもつ自民党が改憲を党是としている。憲法は国民が国家権力を縛る最高法規であることを考えると、権力側からの改憲は立憲主義の発展に逆行している事態といえる。

※1 現行憲法および2012 自民党改憲案比較表（参考資料集）

※2 宮地正人監修 日本近現代史を読む 32 p 第1刷2010 新日本出版社

### 白洲次郎が懸念していた『プリンシプルのない日本』

これで思い出すことは、プリンシプルのことだ。プリンシプルは何と訳してよいか知らない。原則とでもいうのか。日本も、ますます国際社会の一員となり、我々もますます外国人との接触が多くなる。西洋人とつき合うには、すべての言動にプリンシプルがはっきりしていることは絶対条件である。日本も明治維新前までの武士階級等は、総ての言動は本能的にプリンシプルによらなければならないという教育を徹底的にたたきこまれたものらしい。

「『プリンシプルのない日本』白洲次郎」P271より転載

「『プリンシプルのない日本』白洲次郎」の今日的意義

森松 幹治 集団的自衛権行使を考える <http://www.oryza101.com/html/syuudann.html>

白洲次郎のいう「プリンシプル」に照らすと、国の最高法規の原理原則である憲法が「憲法は国民の国家権力に対する命令書」という立憲主義の認識が、本来憲法を尊重すべき安倍政権に根本的に欠落しているといわざるをえない。

### 「ワイマール・デモクラシーの悲劇」の日本における今日的意義

本小文の最初に挙げた『近代民主主義とその展望』福田歓一の一部を再録する。

ワイマール・デモクラシーがどうして滅びてしまったかを考えると、敗戦にあとに戦勝国の原理を受け入れてつくられた民主主義の体制に対しては、たしかに国内にすさまじい敵意が残っていた。それと対立する利害があり、これと対立する思想、そして運動があり、それが、まさにこの民主主義の体制のなかで政党に組織されて、政治勢力としての地位を占めながら、この体制を揺さぶる要因になった。同時にさらにこの状況を悪くした事情には、実はワイマール体制が、ドイツにとって苛酷で屈辱的なヴェルサイユ体制と結びつけられて、そういう意味でドイツの国民的な怨念をつねに駆り立てるものとされた。

逆に言えば、ドイツにヴェルサイユ体制を押し付けた旧協商国、自由主義諸国に側では、ドイツがなんとか民主主義を築こうという時代には、たとえば仮借なく賠償を取り立てようとしてこれを苦しめ、ドイツ人の憤りを駆り立てておきながら、あとでナチスのような無法の権力が現れるとかえって妥協的になるという失敗をやった。しかもこの民主主義体制に最後の一撃を与えたのは、じつは1929年、誰もが民主主義の本場だと考えていたアメリカにはじまる世界恐慌であった。

これを敗戦後の日本にあてはめると、確かに「占領軍によってつくられた日本国憲法」という側面があるにしても、軍国主義を引きずる敵意をもった一部生き残り政治勢力を除くと、日本国民は全面的な賛意をもってこれを受け入れた。

ヴェルサイユ条約でドイツに課せられた膨大な賠償金がドイツを再び戦争へと向かわせたことへの反省から、サンフランシスコ平和条約を締結し且つ何らかの賠償請求権を持っていた連合国であっても「日本に占領されて被った損害」がない場合には賠償請求を放棄することとなった。連合国から過大な賠償請求がなかったことと、米国の食糧難にあえぐ日本に対する食糧援助や経済援助により日本が戦後復興し、その後の高度経済成長につながったことは事実である。

米議会調査局は2015年1月13日付で日米関係に関する報告書を発表し、安倍晋三首相について「強固なナショナリスト」「日本の侵略を否定する歴史修正主義者」などと指摘した。安倍首相が『A級戦犯は国内法的には戦争犯罪人ではない』として靖国に参拝することは、突き詰めれば米国がつくった戦後体制の否定につながるという識者の指摘もある。

多くの憲法学者が懸念しているように、間接民主主義により選出された議会の議席多数を占める政権が憲法を無視した法律を押し通そうとするやり方は、正に82年前1933年、ドイツ、ナチス政権が行った独裁政治の政治手法につながる。

「ワイマール・デモクラシーの悲劇」の教訓は当時国内的には多数を占めていた社会民主党、共産党の左派勢力が対立してまとまらず、反ナチス統一戦線を構築して共闘できなかったことが要因だった。

どうしても本音で改憲したいのであれば、乱暴なこじつけ憲法解釈を止めて、立憲主義に則った国民が納得する憲法改正案を示し、正面から正式改憲手続きをすればよい。

最近の憲法論議をめぐる安倍政権の政治姿勢は、国民多数の声を真摯に受け止めているように見えず、野党議員の質問に論点をはぐらかすなど、いかにも次元が低すぎる。

政府与党は国会会期を延長して安全保障法案を強行しようとしている。このため今や日本国憲法体制の崩壊、戦後の「ジャパニーズ・デモクラシー」が正に危機に瀕している。

現在政府の安全保障法案に対し、多数の憲法学者、日本弁護士連合会「安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言」、世界平和アピール7人委員会「アピール安保関連法案を廃案にし、安心・安全に生きる世界に向けて」、その他学生、文化人、宗教者など各界各層から反対表明が出ている。安倍首相は「決めるべき時には決める」といっているようだが、これに対して「言うべきときには言う」声を、世論を背景に政府を追い詰め、この法案を廃案にさせなければならない。 以上

### 参考文献

- 文部省 あたらしい憲法の話・民主主義 小森陽一 第1刷2004 展望社  
杉原泰雄 憲法読本 第3版2009 岩波ジュニア新書  
古関彰一 日本国憲法の誕生 第3刷2013 岩波現代文庫  
古関彰一 平和憲法の深層 第1刷2015 ちくま新書  
小林節 憲法改正の覚悟はあるか 第1刷2015 KK ベストセラーズ  
ベアテ・シロタ・ゴードン 平岡磨紀子[構成・文] 1945年のクリスマス 第6刷1998 柏書房  
  
宮地正人監修 日本近現代史を読む 第1刷2010 新日本出版社  
福田歓一 近代民主主義とその展望 第14刷1987 岩波書店  
福田歓一 近代の政治思想 第36刷 1999 岩波書店  
  
小熊英二 社会を変えるには 第1刷2012 講談社  
ルソー 訳者井上幸治 社会契約論 第8刷1993 中公文庫  
ルソー 福田歓一 第1刷2012 岩波書店  
山口 定 ヒトラーの台頭 第1刷1991 朝日新聞

### 別冊参考資料集

#### 目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 11-1 日本国憲法改正草案 Q&A 増補版 | 14 |
| 11-2 現行憲法および自民党改憲案比較表  | 14 |

|   |    |
|---|----|
| 11-3 憲法・新憲法草案 2012/2005 比較表(全文).....                        | 14 |
| 11-4 日本国憲法成立過程に宿る自由民権思想.....                                | 14 |
| 11-5 日本国憲法に内在する立憲主義の原則.....                                 | 15 |
| 11-6 人間と市民の権利の宣言(フランス人権宣言).....                             | 15 |
| 11-7 後世の民主主義思想に大きな影響を与えたルソーは、代議制を否定し、直接民主主義を志向した16          |    |
| 11-8 日本国憲法による「民主主義」と「自由主義」に関連する記述.....                      | 16 |
| 11-9 日本国憲法第二章 戦争の放棄.....                                    |    |
| 11-10 日本国憲法第三章 国民の権利及び義務(法律議決に関する条項).....                   | 16 |
| 11-11 日本国憲法第九章 改正(憲法改正に関する条項).....                          | 17 |
| 11-12 民主主義の米国大統領の就任式は宣誓(憲法に則って政治を行うことを宣誓).....              | 17 |
| 11-13 一外国人が見た日本人観.....                                      | 17 |
| 11-14 安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言(日本弁護士連合<br>会)..... | 18 |
| 11-15 安保関連法案を廃案にし、安心・安全に生きる世界に向けて(世界平和アピール7人委員会).....       | 19 |
| 11-1 日本国憲法改正草案 Q&A 増補版                                      |    |

[https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou\\_qa.pdf](https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf)

#### 11-2 現行憲法および自民党改憲案比較表

<http://www.dan.co.jp/~dankogai/blog/constitution-jimin.html>

#### 11-3 憲法・新憲法草案 2012/2005 比較表(全文)

<http://fuji9jo.ikidane.com/kenpohikaku2012all.html>

#### 11-4 日本国憲法成立過程に宿る自由民権思想

1945年10月4日、マッカーサーは、近衛文麿元首相と会談し、憲法の改正について示唆を与えた。そこで、近衛は佐々木惣一元京大教授とともに憲法改正の調査に乗り出す。さらにマッカーサーは、10月11日、幣原首相との会談において、「憲法の自由主義化」に触れたので、幣原内閣は、憲法改正に対応することになった。こういうわけで松本烝治国务大臣を委員長とする憲法問題調査委員会(松本委員会)が10月25日に設置された。

しかし、翌年2月4日松本委員会がGHQに提出した「憲法改正要綱」は帝国憲法と本質的に変わるところがなかったので、マッカーサーに拒否される。

「憲法改正要綱」 <http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/074shoshi.html>

他方、民間ではさまざまな団体・新聞が「憲法改正案」を発表していた。

「憲法改正案」 <http://www.ndl.go.jp/constitution/gaisetsu/revision.html#s3>

そのなかで、格別に日本国憲法に直接的影響を及ぼしたのが憲法研究会による「憲法草案要綱」で

ある。憲法研究会は、1945年10月29日、日本文化人連盟創立準備会の折に、高野岩三郎の提案により、民間での憲法制定の準備・研究を目的として結成された。事務局を憲法史研究者の鈴木安蔵が担当し、他に杉森孝次郎、森戸辰男、岩淵辰雄等が参加した。

小海キリスト教会牧師所感<http://d.hatena.ne.jp/koumichristchurch/20121217/p1>

古関彰一 日本国憲法の誕生・民権思想の復権 p 38- p 71 第3刷2013 岩波現代文庫

---

## 11-5日本国憲法に内在する立憲主義の原則

立憲主義とは 一権力の濫用を阻止するために一

仏国のモンテスキュー（1689-1755）は、その名著『法の精神』（1748年）の中で「権力をもつものがすべてそれを濫用しがちだということは、永遠の経験の示すところである」と指摘。

米国の独立宣言の起草者で、のちの第三代大統領となったトーマス・ジェファーソン（1743-1826）は、こう明言した。「信頼は、どこでも専制の親である。自由な政治は、信頼ではなく、猜疑にもとづいて建設される。われわれが権力を託さなければならない人びとを制約的な憲法によって拘束するのは、信頼ではなく、猜疑に由来する。権力の問題においては、その故、人に対する信頼に耳を貸さず、憲法の鎖によって、非行をおこなわないように拘束する必要がある」

人間らしい生活は、政治のあり方、したがって権力のあり方にかかっている。国民の幸福のために政治がおこなわれるように、しっかりと工夫しておくことが不可欠である。人類は、これまで、そのために不断の努力をしてきた。人類の歴史は、政治の面においては、権力の濫用を抑えてそれをより多くの国民に利益に役立つようにするための闘争の歴史であったといえる。その闘争の成果は、憲法にしたがって政治をしなければならないという原則、それが立憲主義である。

立憲主義の原則は、米国の独立革命（1776年）やフランス革命（1789年）のような近代市民革命のなかで生み出されてきた政治の原則である。それは、政治と社会の根本的なあり方を国の最高法規である憲法に定めておき、その憲法にしたがって政治をおこなうという原則、つまり憲法に反するような権力の組織や行使を法的に無効なものとして排除しようとする政治のあり方を意味する。その要点は、憲法がはっきり認めている事柄と方法でしか、権力者は政治を行うことができないということである。

杉原泰雄 憲法読本 p5-p6 第3版第6刷2009 岩波ジュニア新書

---

## 11-6 人間と市民の権利の宣言(フランス人権宣言)

ラファイエットによって宣言が起草された当時、宣言は絶対王政から立憲君主制への移行の一部、つまり憲法制定の前段階として意図されていた。1789年の理念を体現するもので、1791年憲法の基調とな

った。しかしすぐにフランスは共和制になり憲法も代わったので、この文書は2度も全面的な修正をうけた。基本精神は残しつつも、1789年の人権宣言が法体系のなかに組み込まれていた時期は短い。

宣言で述べられた諸原理は、個人主義やロックの抵抗権の考え方、ルソーによって理論化された社会契約、モンテスキューによって支持された権力分立といった啓蒙時代の哲学的、政治学的諸原理に由来する。宣言は、ジョージ・メイソンによって進められ、1776年6月12日に採択されたバージニア権利章典や1776年7月のアメリカ独立宣言にもまた基づいている。

ウィキペディア フリー百科事典より抜粋

---

#### 11-7 後世の民主主義思想に大きな影響を与えたルソーは、代議制を否定し、直接民主主義を志向した

ジャン=ジャック・ルソー 政治哲学者 (1712-1778) は、『社会契約論』で、ジョン・ロック 哲学者 (1632-1704) 的な選挙を伴う議会政治※ (間接民主制、代表制、代議制) とその多数決を否定し、あくまでも一般意志による全体の一致を目指しているが、その理由は、ルソーが、政治社会 (国家) はすべての人間の自由と平等をこそ保障する仕組みでなければならないと考えていたためである。

そのため、政治の一般意志への絶対服従によって、党派政治や政治家による抑圧を排した直接民主制を志向した。ルソーの議論が導く理想は、政治が一般意志に服従するというものであり、絶対的な人民主権 (国民主権) となる。

※イギリス人は選挙のときだけは自由であるが、終われば奴隷になると批判した。

ウィキペディア フリー百科事典より抜粋

---

#### 11-8 日本国憲法による「民主主義」と「自由主義」に関連する記述

前文に「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」。すなわち、民権「民主主義による国民の権利」が国権「国の権力」に優先し、主権が国民に存することを宣言している。

第3章国民の権利及び義務のなかで、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(第13条)。「自由主義」に関する具体例として住居・職業選択の自由(第22条)、財産権(第29条)では、経済活動の自由が規定されている。すなわち、明治憲法の天皇主権が全体主義を生んだ反省に立ち、人は個性を持った異なる存在であることを確認して、個人として尊重されることを宣言している。

---

#### 11-9 日本国憲法第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。



○2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

---

#### 11-10 日本国憲法第三章 国民の権利及び義務(法律議決に関する条項)

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

○2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

○3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

○4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

---

#### 11-11 日本国憲法第九章 改正(憲法改正に関する条項)

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

○2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

端的にいうと憲法全文は「国家権力に対する国民の命令書」である。そのため時の権力が違憲の法律を容易につくることが出来ないに、憲法改正のハードルを高く定めている。

---

#### 11-12 民主主義国と自認する米国大統領就任式の宣誓(憲法に則って政治を行うことを宣誓)

1937年以降は、アメリカ合衆国憲法修正第20条により、大統領選挙一般投票翌年の1月20日正午(アメリカ東部標準時)より新大統領の任期は開始されるが、憲法第2条第1節8項により、アメリカ合衆国大統領はその職務を執行する前に“私は合衆国大統領の職務を忠実に遂行し、全力を尽して合衆国憲法を維持、保護、擁護することを厳粛に誓う(もしくは確約する)。との宣誓(oath)(または確約(affirmation))をする義務がある。明文上の規定はないが、宣誓の場合は最後に「So help me God.」(神よ照覧あれ)と付け加えるのが慣例。

ウイキペディア フリー百科事典より転載

---

#### 11-13 一外国人が見た日本人観

日本人というのは、本質的には封建民族だと私は思う。権力者の命令ならば、たとえ気が進まなくとも実行する。戦争の末期に、特攻隊の志願者を募った時、そのほとんどの若者は死にたくなかったのが本音だったと思う。でも一歩前に入る勇氣よりも、一歩前に出ない勇氣の方が日本では難しいのだ。また、日本の道徳は、犠牲的精神を発揮する人物と、必要以上に美化する。その中にヒロイズムを感じる人も、他の民族よりも多いと思う。

日本人に人権という概念を話しても通じない。わがままとか、個人主義とかいう悪意のあることばに置きかえられてしまうからだ。

-中略-

日本人が意外に従順だったことで、日本の占領政策は、アメリカにとって嬉しい誤算で始まったように思う。

ベアテ・シロタ・ゴードン（平岡磨紀子 構成・文） 1945年のクリスマス「日本国憲法に男女平等を書いた女性の自伝」 第6刷1998 柏書房

---

#### 11-14 安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言

戦後70年を迎えた今、平和と人権及び立憲主義はかつてない危機に瀕している。

政府は、2014年7月1日に集団的自衛権の行使容認等を内容とする閣議決定を行い、これを受けて現在、安全保障法制や自衛隊の海外活動等に関連する法制を大きく改変する法案を国会に提出している。これは、日本国憲法前文及び第9条が規定する恒久平和主義に反し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものであり、立法により事実上の改憲を行おうとするものであるから、立憲主義にも反している。

先の大戦は国内外で多くの戦争被害者を生んだ。日本はアジア・太平洋地域への侵略により、同地域の多くの人々に重大かつ深刻な被害を与えた。また、日本軍の多くの兵士や関係者も死傷し、国内では沖縄における地上戦、広島・長崎への原爆投下、大空襲等により、膨大な数の人々が被害を受けた。

戦争は最大の人権侵害であり、人権は平和の下でこそ守ることができる。これは、先の大戦の余りにも大きく痛ましい犠牲に対する真摯な反省と、そこから得た痛切な教訓であり、この反省と教訓を胸に私たちの国は戦後の歴史を歩んできた。

憲法前文及び第9条が規定する徹底した恒久平和主義は、この悲惨な戦争の加害と被害を経験した日本国民の願いであり、日本は二度と戦争を行わないという世界に向けた不戦の誓いの表明である。 これまでも幾度か憲法第9条を改正しようとする動きがあった中で、今日に至るまで恒久平和主義を堅持してきたことが、アジアのみならず世界の人々の平和国家日本への信頼を育んできた。

ところが、戦後70年を迎え、日本国憲法の恒久平和主義に、今大きな危機が迫っている。今般、国会に提出された安全保障法制を改変する法案は、憲法上許されない集団的自衛権の行使を容認するものであり、憲法第9条に真正面から違反する。

また、自衛隊の海外活動等に関連する法制を改変する法案は、自衛隊を海外のあらゆる地域へ、しかも「現に戦闘行為を行っている現場」以外であれば戦闘地域を含めどこにでも派遣し、弾薬・燃料等の軍事物資を米国及び他国軍隊に補給することを可能とするものである。これは外国で戦争をしている他国軍隊の武力行使に対する積極的協力であり、他国軍隊の武力行使と一体となり当該戦争に参加するに等しいものであって、憲法第9条に明らかに違反する。

また、このような戦争をしている他国軍隊への積極的協力は、相手側からの武力攻撃を誘発し、我が国が外国での武力紛争に巻き込まれる危険を伴い、現場の自衛官は、武器を使用して他国の人々を殺傷する立場に追い込まれ、自らが殺傷される危険に直面する。全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し、国際紛争を解決する手段として戦争と武力行使を永久に放棄し、戦力の保持を禁じ、交戦権を否認している日本国憲法の下で、このような事態を起こしかねない法制への改変は到底許されない。

このように、最高規範である憲法の恒久平和主義に反する極めて重大な問題であるにもかかわらず、主権者である国民に対して十分な説明が行われぬまま、2014年7月1日に閣議決定がなされ、それを受けた与党協議を経た安全保障法制等を改変する法案が第189回国会に提出されたが、米国との間で「日米防衛協力のための指針」の見直しが先行して合意された。

政府の方針が、主権者への不十分な説明のまま、対外的に決定され、憲法改正手続を経ることなく、法律の制定、改廃によって憲法第9条の改変が事実上進められようとしている。これは立憲主義に反するものであり、到底容認することができない。

戦前、弁護士会は、言論・表現の自由が失われていく中、戦争の開始と拡大に対し反対を徹底して貫くことができなかった。戦後、弁護士及び弁護士会には弁護士法第1条の「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という使命が与えられた。この使命は、国民からの期待と信頼に応えるものであり、今、弁護士及び弁護士会が「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という立場から意見を述べ行動しなければ、弁護士及び弁護士会は、先の大戦への真摯な反省と、そこから得た痛切な教訓を生かせないことになる。

私たちは、1950年の第1回定期総会（広島市）に引き続いて開催された平和大会において、日本国憲法の戦争放棄の崇高な精神を徹底して、平和な世界の実現を期することを宣言した。私たちはこの決意を思い起こし、憲法の恒久平和主義や基本的人権の保障及び立憲主義を守り抜くために、集団的自衛権の行使等を容認し自衛隊を海外に派遣して他国軍隊の武力行使を支援する活動等を認める、今

般の安全保障法制等を改変する法案に強く反対するとともに、平和と人権、そして立憲主義を守る活動に国民と共に全力を挙げて取り組む。

以上のおり宣言する。 2015年(平成27年)5月29日 日本弁護士連合会

[http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly\\_resolution/year/2015/2015\\_1.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly_resolution/year/2015/2015_1.html)より転載

---

## 11-15 安保関連法案を廃案にし、安心・安全に生きる世界に向けて

アピール WP7 No. 117J 2015年6月22日

武者小路公秀 土山秀夫 大石芳野 小沼通二 池内了 池辺晋一郎 高村薫

私たちは、集団的自衛権の行使を認めた2014年7月1日の閣議決定を取り消し、無理な審議を強行している安保関連法案を廃案にし、軍事でなく外交を優先する政策に変換し、敵を作らずに平和に貢献する国づくりを目指すことを、日本政府と国会に求める。

安倍政権は安保関連法案が必要な理由として「中国の軍事大国化」と「北朝鮮の核戦力」を挙げているが、これらは軍事超大国の米国が維持している巨大な在日米軍基地の存在と無関係ではない。安倍政権の動きは、一部の国と癒着し、敵を作り、相互に非難し合うことで緊張を高めるものであり、抑止力にならないどころか、軍拡競争を誘発するばかりである。これは日本の安全を脅かすだけでなく、世界の諸国民の平和に生存する権利を侵すものと言えよう。すでに自らの考える秩序を全世界に押しつけようとする米国の力の政策が限界に達していることは明白である。

日本国憲法は、前文に「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と書き、戦争と武力行使を永久に放棄し、戦力を保持しないことを第9条で規定している。軍事力強化を目指す安倍政権の意図に反し、大多数の国民は憲法第9条改正を望んでいない。

外交努力によって自らの安全を図り、世界の紛争に対しては、一方だけを支持することなく積極的に調停にあたるのが日本の目指すべき道である。人口激減、財政赤字の日本が進むべき道は、国際融和・協力による一人一人が安心・安全の社会であるべきだと信ずる。

私たちは、60年前の、「平和共存」、「平等互惠」を訴えたバンドン会議(アジア・アフリカ会議)や、核兵器と戦争の廃絶を呼びかけたラッセル・アインシュタイン宣言を想起する。日本国憲法が目指す目標に向かって粘り強く一步一步進んでいく政策を選べば、“核の傘”による核兵器依存が不要になるばかりか沖縄を含めた日本全体の米軍基地も不要になり、北東アジアの緊張緩和に寄与し、諸国民が安心して安全に生存していく世界の実現に貢献できる。

私たちは、日本の国民に、日本政府の政策を、国連憲章の平和原則と日本国憲法の初心と歴史の流れに従って、平和共存・相互理解・平等互恵及び一人一人の平和的生存権の保障される世界を目指して、根本的に変えさせていくよう訴える。

世界平和アピール7人委員会 <http://worldpeace7.jp/?p=762> より転載